

日税グループは、税理士先生の情報収集をお手伝いします

日税ジャーナル 第22号



# NICHIZEI journal

## 平成29年度税制改正要望

# 女性の活躍、 攻めの経営を推進

平成29年度税制改正に向けた議論の行方に注目が集まっている。各省庁の要望を見ると、待機児童の解消や子育て支援といった女性の活躍を促進する内容のほか、安倍政権の成長戦略のカギを握る第4次産業革命を中心とした「攻めの経営」を推進させる要望が盛り込まれている。



### 待機児童問題の解消へ

厚生労働省の平成29年度税制改正要望では、まず、政府にとって喫緊の課題である待機児童の解消に向けて、保育所等の整備を促進する内容が盛り込まれた（内閣府等との共同要望）。

特に、自治体等から保育所等の土地利用に関する税制優遇を求める声が上がっていることを踏まえ、保育所等の敷地として貸し付けている土地を相続した場合または贈与を受けた場合、その後も引き続き一定期間保育所等に貸し付けることを要件に、相続税・贈与税を非課税とする特別措置を求めた。

また、企業主導型保育事業に対し、認可保育所並みの税制優遇を設けることを要望したほか、現在5人以下の事業所内保育事業については、固定資産税等の非課税措置が適用されていないが、利用定員に関わらず、固定資産税等の非課税措置を拡大するとしている。

さらに、仕事と家庭を両立し、女性の活躍を促進する観点から、ベビーシッター等の子育て支援のサービス利用に要する費用の一部について、税制上の所要の措置を求めている。

このほか、医療に係る消費税の課税のあり方について「平成29年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る」としたほか、持分あり医療法人から持分なし医療法人への円滑な移行促進のため、移行計画の認定を受けた法人への贈与税を非課税等とすることを要望した。

なお、夫婦や子どもの生活を支援するという点では、内閣府の要望も確認しておきたい。まず、互いに遠方に居住する男女が婚姻する場合、婚姻にともなう転居

費や仕事の都合で婚姻後も同居できない場合の旅費を給与所得者の特定支出控除の対象に追加することを要望。また、孫等に教育資金の一括贈与を行った場合の贈与税の非課税措置について、貧困の状況にある子供に贈与した場合には、孫等に問わず、贈与税を非課税とすることを求めている。

### 第4次産業革命を推進

経済産業省では、第4次産業革命を中心とした「攻めの経営」を推進させる税制改正を要望している。第4次産業革命とは、IoT、ビッグデータ、ロボット、AI（人工知能）などの技術革新による新しい産業構造のこと。

まずは、研究開発税制の拡充について。同税制における試験研究費の定義は、製品の製造または技術の改良、考案もしくは発明にかかる試験研究のために要する費用で政令で定めるものとされている。この定義の中に、AIやビッグデータなどを活用した高付加価値な「サービス開発」の追加を求めた。同税制には、平成28年度末までの適用期限として上乗せ措置が設けられているが、このうち増加型を廃止し、高水準型のみ延長を要望。増加型の廃止にともない、総額型の控除率について、試験研究費の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入し、中小企業向け支援を強化するよう求めている。

組織再編成税制では、第4次産業革命に対応し、企業の機動的な事業再編を促進するため、特定事業を切り出して独立会社とするスピノフの円滑な実施を可能とする税制措置を求めた。さらに、第4次産業革命等を担う高度外国人材等が日本で働

きやすい環境を構築するため、一定の要件を満たした高度外国人材等の保有する国外財産に係る相続税・贈与税の見直しも要望している。

地域経済・中小企業の活力強化という観点からは、中堅・中小企業の賃上げを後押しするため、所得拡大促進税制の支援措置を強化する。具体的には、税額控除を賃上げ増加額の20%に引き上げ、中堅企業は法人税額の20%、中小企業は40%を上限とし、大企業については現行制度の継続を求めた。

また、中小企業投資促進税制の対象設備に「器具備品・建物附属設備」を追加するなどの拡充を図った上で2年間の延長を要望。中小企業等経営強化法に係る固定資産税の特例についても、対象設備の中に生産性を高める器具備品・建物附属設備を追加するよう求めている。

事業承継税制については、今後の事業承継ニーズの増大に対応するため、雇用要件の見直しや生前贈与へのインセンティブの強化等を要望。円滑な事業承継に向けて早期に取り組む中小企業への税制支援を強化する。

グローバル化に対応した事業環境整備としては、役員給与における多様な業績連動報酬等の導入を求めたほか、上場企業の株主総会期日設定の柔軟化を進め、企業と株主・投資家の対話を促進するため、法人税の申告期限の見直しを要望した。

### 「積立NISA」を創設

金融庁では、NISAのさらなる普及に向けて、手元資金が十分でない若年層などの利用を促進する観点から、少額からの積立・分散投資に適した「積立NISA」の創設を要望した。「積立NISA」は、

### ダイジェスト

- 2 中小企業等経営強化法 経営力向上計画の事例公表
- 3 シャフク改革でチャンス到来 税理士に期待される役割
- 4 小規模宅地等の特例 庭先部分の相続でも適用可
- 5 被相続人は債権放棄したのか? 貸付金の経理処理でバトル
- 6 7 キャッシュレスの時代へ フィンテックで変わること
- 8 伊藤佳江会長に聞く! 全国女性税理士連盟の魅力
- 10 関与先から損害賠償も!? 弁護士会の照会と守秘義務

現行NISAとの選択制で、年間投資上限額を60万円、非課税期間を20年間とし、長期分散投資のメリットを十分得られるよう、現行NISAよりも年間投資上限を小さくする一方、非課税投資期間をより長期とした。

現行のNISAについても、非課税期間（現行：5年間）終了時の対応、投資可能期間（現行：平成35年まで）の恒久化などを求めている。

このほか、金融所得課税の一体化として、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するため、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大することを求めた（経済産業省等との共同要望）。

上場株式等の相続税評価の見直しでは、次の点を求めている。①上場株式等の相続税評価額について、相続時から納付期限までの価格変動リスクを考慮したものとすること、②相続時以後、通常想定される価格変動リスクの範囲を超えて価格が著しく下落した上場株式等については、評価の特例を設けること、③上場株式等の物納順位について、第一順位（国債・地方債・不動産・船舶）の資産と同等となるよう見直しを行うこと。

金融のグローバル化への対応として、外国子会社合算税制（CFC税制）の抜本的見直しを要望した。CFC税制とは、軽課税国に所在する一定の外国子会社等（CFC）を通じた租税回避行為に対処するため、CFCの所得を国内の親会社の所得に合算して課税する制度。見直しに際しては、日本の適正な課税権の確保を目的とする一方で、租税回避目的がない事業が合算対象とならないよう、ビジネスの実態に配慮するよう求めた。

## 全国税理士共栄会

# 関与先の永続的繁栄と税理士業界の発展を目指し 全国統一キャンペーンを展開中

全国税理士共栄会（南口純一会長）は昭和49年の創立以来、①関与先企業の繁栄に貢献する②提携企業との共栄を図る③税理士業界の発展に寄与する——という3つの基本理念を掲げ、関与先企業の繁栄、税理士業界の発展を目指し地道な活動を続けています。

現在、「全国統一キャンペーン」を展開中ですが、これは各地税理士協同組合と提携保険会社の協力を得て、全国税理士共栄会の事業の中でも柱となっている『VIP大型総合保障制度』と『全税共年金』の普及を図ることを目的に行われているものです。毎年9月から11月にかけて実施しており、今年で31回目を迎えます。

全国税理士共栄会の『VIP大型総合保障制度』は、充実したプラン

により、円滑な事業承継の実現や相続税対策、遺族の生活資金の確保、さらに退職金の準備や従業員の福祉制度の充実化などのお役に立っています。

プランのひとつ「経営者大型保険」（集団扱定期保険）は、経営者に万が一のことがあった時、最高2億円の大型保障で企業を守ります。また、「経営者保険総合プラン」は、働きざかりの経営者等の生涯保障のために終身・養老・通増定期保険など、多彩な商品が用意されています。役員・幹部社員の退職金準備等にも最適です。

そのほか、ガンなどの生活習慣病保障に重点を置いた保険や、高齢社会に向けた長期医療保障、寝たきり介護など、ニーズに応える各種の医療保険がそろった「経営者スーパープラン」。さらに、突

然の病気やケガで仕事が出来なくなったとき、その就業不能期間の収入を補償する「団体所得補償保険」、所得補償保険を補完し、最長70歳まで就業障害時の収入減を補償する「団体長期障害所得補償保険」。そして、入院1日目から補償、日帰り入院も補償する「新・団体医療保険」により、中小企業や個人事業主の方々を総合的にバックアップしています。

『全税共年金』は、月々1万から将来の備えができる独自の拠出型企業年金保険です。生活設計に合わせて掛金を自由に設定できるため、無理なく無駄なく積み立てることができます（月払い：1口5千円で2口以上、一括払い：1口10万円で任意の口数、月払いと併用）。年金の受取方法もニーズに合わせて3種類から選択できるほか、年金に代えて一時

金でも受け取ることが可能です。

毎年、「全国統一キャンペーン」を通じて多くの関与先関係者が、円滑な事業承継や相続税対策、安心して医療が受けられる備え、退職金の準備、公的年金の補完などを実現させています。また、同キャンペーンの成果は、税理士業界の運営にかかる税理士一人ひとりの費用負担の軽減や、社会公共の発展に寄与するために設立された『公益財団法人日本税務研究センター』と『公益財団法人全国税理士共栄会文化財団』の運営支援など、税理士業界や社会公共の発展にも役立てられています。

なお、全国税理士共栄会は各地の税理士協同組合と協力して、「関与先紹介カード」による関与先紹介運動を進めています。

## 中小企業等経営強化法「経営力向上計画」の参考事例を公表

中小企業庁は10月11日、「中小企業等経営強化法」に基づき申請・認定を受けた「経営力向上計画」の中から、経営力向上の取組みとして参考になる事例集を作成し、同庁のホームページ上に公表した。

今回は3つの事例を取り上げている。まず、金属板の板金加工、機械装置組立事業を行う福岡県の製造業の会社では、①医療・食品分野向けのクリーン製造設備の導入、②最新のセンサー技術による表面研磨処理作業のロボット化といった設備投資などによる経営力向上計画を申請し、

経済産業省から認定を受けている。

また、民間新築ビルの鉄骨工事、公共施設の耐震補強工事を行う東京都の建設業の会社では、①スキャナーによる現場実測を通じた三次元データ化、②三次元設計データの活用と全自動溶接ロボットの導入等といった経営力向上計画をまとめている（国土交通省認定）。

さらに、広島県の総合スーパーマーケットを運営する会社では、①セミセルフレジとカートインスキャナー、産直管理システムを導入して従業員の会計・事務作業

の省力化を図る、②収納代行サービスを行い、来店の動機付けを行う事で販売機会の増加を図る、といった経営力向上計画を申請し、経済産業省から認定を受けている。

今回の事例集は第1弾で、近日中に追加公表される予定だ。

なお、同庁によると、「中小企業等経営強化法」に基づく「経営力向上計画」の認定件数は、今年7月29日時点で47件、8月24日時点で482件だったが、9月28日現在の認定件数は1621件と大幅に増加している。

## 第43回 日税連公開研究討論会 11月4日に沖縄で開催

日本税理士会連合会は11月4日、平成28年度・第43回日税連公開研究討論会を九州北部会、南九州会、沖縄会との共催で開催する。

今年の会場は、沖縄県那覇市の「ANAクラウンプラザホテル沖縄ハーバービュー」。

テーマは、「税理士が行う租税教育等の意義と課題」（九州北部会）、「中小企業を巡る税制上の諸問題 - 区分、法人成り、役員給与 -」（南九州会）、「地方創生における税理士の果たす役割」（沖縄会）となっている。

## 日税ジャーナル 今号の推薦図書はこちら!

初任者はもちろん、遺産分割に関わる全ての税理士へ!  
遺産分割のリアルな進み方を、14回のストーリーで再現



# 実践調停 遺産分割事件

片岡武・細井仁・飯野治彦 著

2016年11月刊 A5判縦組 408頁(予定) 本体3,500円+税

●相続人の複雑な人間模様が描かれる家庭裁判所の調停室を舞台とした物語を通じて、普段目にする事のない書記官等との関わり方や事件の留意点・流れ・勘所を読み解くことができる、今までに類のない、貴重な一冊。

調停申込書、説明書類、  
主張整理表等の  
事件に沿った記載例も  
随所に掲載!

～物語から読み解く  
調停進行と実務～

# シャフク改革で税理士に期待される役割

社会福祉法人制度を大きく変える新制度が、平成29年4月1日からスタートする。税理士には、社会福祉法人の会計税務顧問はもちろん、新たに義務付けられる評議員や監事としての役割も期待されている。そこで“シャフク改革”によるビジネスチャンスを整理してみる。



田中 義幸 公認会計士・税理士

## ① 創業者一族の非課税相続貯金箱

ある調査によると、社会福祉法人の9割近くを占める施設経営法人の内部留保額は平均で3.1億円に上るといいます。これらの社会福祉法人の中には数十億円以上の内部留保額を有する法人も稀ではありません。

誰もが知るように、会社の場合、内部留保は株価に反映され、相続税の洗礼を受けることとなります。そこで、相続税対策として株価を引き下げたくても簡単にはいかず、事業承継税制で納税猶予を受けたくても、なかなか要件に合わず適用を受けられないのが実情です。

そこへ行くと、社会福祉法人はいくら内部留保があろうとも相続税が課税されることはありません。そのため、莫大な内部留保を有する社会福祉法人が創業者の親から子へ、またその親族へと承継され、社会福祉法人がそれぞれ創業者一族の非課税相続貯金箱に使われながら、次第に巨大な社会福祉法人グループが形成されるようなことが公然と行われてきました。

問題は相続税だけではなくありませんでした。いわゆる高齢者や障害者の介護事業は、社会福祉法人やNPO法人、公益法人などの非営利法人だけでなく、会社などの営利法人の参入も目覚ましい分野ですが、社会福祉法人以外の法人はすべて法人税等の課税を受けているのに、社会福祉法人だけが非課税とされてきました。

そのため、「なぜ、社会福祉法人だけがそんなに優遇されなければならないのか?」「みな同じ条件で競争するべきではないのか?」という批判が一気に噴出してきたのです。

## ② 待ったなしのシャフク改革

今回の社会福祉法人改革は、こうした批判に対する社会福祉法人サイドからの一種の回答と読むことができるでしょう。その社会福祉法人サイドからの回答は、社会福祉法人が他の法人のように法人税等の課税を受けるのではなく、優遇税制に相応しい法人に改革して生まれ変わるというものでした。

改革によって、社会福祉法人の公益性・非営利性を徹底し、社会福祉法人のあるべき姿を追求するというのです。その方法として具体的に挙げられたのは、次のようなことですが、本格的な実施は平成29年4月1日からとなっており、一部については平成28年4月1日から前倒して実施されています。

### ① 経営組織のガバナンスの強化

議決機関としての評議員会を必置の機関とした他、一定規模以上の法人に会計監査人の設置を義務付ける。

### ② 事業運営の透明性の向上

財務諸表、現況報告書、役員報酬基準等を公表する。

### ③ 財務規律の強化

内部留保の金額を「社会福祉充実残額」として計算し、社会福祉充実残額を社会福祉事業や公益事業に使うように社会福祉充実計画として提出する。

### ④ 地域における公益的な取り組みを実施する責務

社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料または低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として定める。

### ⑤ 行政の関与の在り方

行政庁による指導監督の機能強化、国・都道府県・市の連携を図る。

## ③ 今後は14万人以上の評議員が必要

社会福祉法人は、経営組織の強化の一環として、必ず「評議員制度」を設けることとしました。そのためには、まず定款を変更して、法定機関としての評議員と評議員会を設置しなければなりません。その上で、理事の定数6名を超える数の評議員が必要ですので、7名以上の評議員を選任することとなるのですが、これは平成29年3月31日までに終わっていなければなりません。平成29年4月1日からは新しい評議員制度がスタートします。

そこで、この評議員に誰がなるかですが、評議員は社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから選任することが法律に規定され、社会福祉法人の職員や役員、その親族関係者もなることはできません。

全国には約2万の社会福祉法人があるので、ざっと14万人以上の評議員が必要になる計算ですが、明らかに不足すると思われるので、評議員の候補に税理士が上がっているのは当然のことと思われます。なお、一定規模以下の社会福祉法人には、当面3年間は4人以上でOKとされています。

## ④ 監事に求められる「財務管理の識見」

社会福祉法人の役員は、評議員会によって理事6人以上、監事2人以上を選任することが求められます。理事は、社会福祉事業の経営に関する識見を有する者、事業の区域における福祉に関する実情に通じている者、法人経営施設の管理者などが必置とされ、各理事間の親族等特殊関係者は理事総数の3分の1以内とされています。

また監事には、社会福祉事業について識見を有する者と財務管理について識見を有する者が含まれなければならないとされ、各役員との親族等特殊関係がある者は就くことができません。この監事に求められる財務管理に

ついて識見を有する者ですが、これは明らかに税理士、会計士などの会計専門家を想定しています。社会福祉法人の会計は、企業会計とは異なる面があり、社会福祉法人特有の決算書を作成しますが、会計専門家なら社会福祉法人会計基準をよく理解して対応すれば、社会福祉法人の財務管理について監事としての役割を果たすことはそう難しいことではありません。監事就任の依頼があれば、仕事や能力、経験の幅を広げるためにも、積極的に引き受けるべきだと思います。

## ⑤ 社会福祉充実計画に対する意見

これまで社会福祉法人は、内部留保について特に厳しい規制はありませんでしたが、改革によって不要な内部留保は社会福祉事業に使うことが求められるようになりました。

不要な内部留保額である社会福祉充実残額は、前事業年度の貸借対照表の資産から負債を控除した残額から現に行っている事業を継続するために必要な額を控除して計算します。この社会福祉充実残額がある場合には、社会福祉法人は、社会福祉充実残額を現に行っている社会福祉事業や公益事業の充実に使うか、新規の社会福祉事業や公益事業の実施に使う社会福祉充実計画を作成し、評議員会の承認を受けた上で、行政に提出することが義務付けられています。行政の承認があって初めて社会福祉充実事業を実施することができるようになります。

なお、社会福祉充実計画を作成するにあたっては、事業費および社会福祉充実残額について、税理士などの財務について専門的な知識経験を有する者の意見を聞かなければならないこととされています。

日程的には、社会福祉法人は社会福祉充実計画を平成29年6月開催の最初の評議員会に提出して承認を受け、さらに6月中に行政に提出しなければなりませんから、そんなに時間的な余裕があるわけではありません。近隣の社会福祉法人から社会福祉充実計画についての意見を求められた場合、税理士として積極的に対応できるように、社会福祉法人の制度や会計について基本的な理解を培っておきたいものです。

日税ジャーナルオンライン  
田中義幸氏の新連載スタート!

公益法人・非営利法人の  
税務事件簿

日税ジャーナルオンライン

検索

(詳細は12面)

## 小規模宅地等の特例

関東信越国税局はさきごろ、「庭先部分を相続した場合の小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租税特別措置法第69条の4）の適用」に関する事前照会に対し、特例を適用して差し支えないという文書回答を行った。

事前照会の趣旨および事実関係だが、被相続人Aが居住の用に供していた家屋（A所有）の敷地は、図のようにX部分の土地とY部分の土地の二筆から構成されており、これらの土地を相続人B（Aの子）と相続人C（Aの養子で、Bの子）が相続によってそれぞれ取得した。

ここで、被相続人Aとともに当該家屋に居住していた相続人Bが、X部分の土地を相続により取得し、申告期限まで引き続きX部分の土地を有し、かつその家屋に居住することとした場合、庭先

のX部分の土地について、特定居住用宅地等に該当するとして、小規模宅地等の相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることができるかどうか、という照会を行った。なお、家屋についてはY部分の土地とともに相続人Cが相続により取得するが、家屋には、今後も継続して相続人Bが居住する予定。

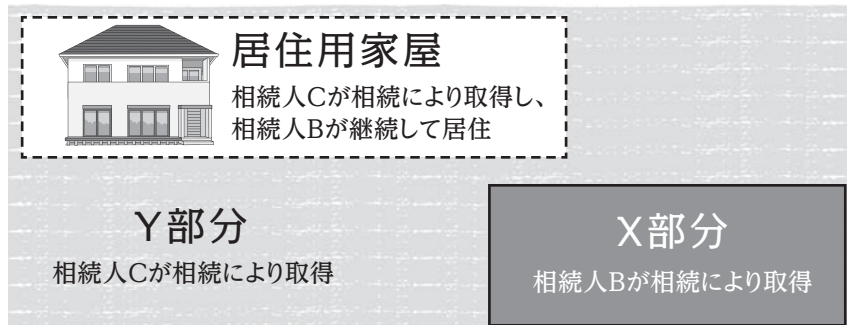
これについて関東信越国税局は、被相続人Aと同居していた相続人Bが相続により取得するX部分の土地は、相続開始の直前において、被相続人Aの居住の用に供されていた家屋で、被相続人Aが所有していたものの敷地だが、X部分の土地の上に家屋が存しないため、居住の用を廃することなく、X部分の土地のみを処分することが可能であることから、特例の適用は認められないのではないかと疑問が生じると

ころだと指摘。

しかし、相続人Bが相続により取得するX部分の土地と、相続人Cが相続により取得するY部分の土地は、一体として「相続の開始直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋で被相続人が所有していたものの敷地の用に供されていた宅地」であることからすると、居住の用を廃する必要があるかどうかにかかわらず、X部分の土地は、「相続の開始直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋で被相

続人が所有していたものの敷地の用に供されていた宅地」に該当し、また、相続人Bは、被相続人Aの親族であり、「相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた一棟の建物に居住していた者」に該当する。

したがって、相続人BがX部分の土地を相続により取得し、申告期限まで引き続きX部分の土地を有し、かつ、家屋に居住している場合には、X部分の土地は、「特定居住用宅地等」として特例の対象になるとした。



## 法人税の黒字申告割合 5年連続上昇の32.1%

国税庁はこのほど、「平成27事務年度 法人税等の申告実績」を公表した（平成27年4月1日から平成28年3月末までに終了した事業年度に係る申告について平成28年7月末までに申告があったものを集計）。

それによると、平成27年度における法人税の申告件数は282万5千件（前年対比1.1%増）。申告所得金額の総額は61兆5361億円（同5.3%増）で、6年連続の増加ならびに過去最高となった。申告税額の総額は、11兆3844億円（同1.9%増）。

黒字申告件数は90万7千件（同5.9%増）。黒字申告割合は

前年度から1.5ポイント増の32.1%で5年連続の上昇だ。黒字申告1件あたりの所得金額は6785万円（同0.6%減）。申告欠損金額は13兆7118億円（同5.1%減）、赤字申告1件あたりの欠損金額は715万円（同4.1%減）。

平成27年度の連結法人の申告件数は1607件（同5.2%増）。黒字申告件数は976件（同8.0%増）で、黒字申告割合は1.5ポイント上昇の60.7%。申告所得金額は10兆3341億円（同3.4%減）、申告欠損金額は2兆562億円（同23.4%増）となり、赤字申告1件当たりの欠損金額は32億5900万円（同22.0%増）だった。

## 相続税申告書 被相続人のマイナンバー不要に

国税庁はこのほど、平成28年10月以降に提出する相続税申告書について、被相続人の個人番号（マイナンバー）の記載を不要とすることを公表した。

従来は、平成28年1月1日以降に相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む）により取得する財産に係る相続税の申告書には、被相続人の個人番号を記載する必要があった。

しかし、被相続人の個人番号の記載について、納税者などから、「故人から相続開始後に個人番号の提供を受けることはできないため、相続税申告書に被相続人の個

人番号を記載することが困難である」、「相続開始前において、相続税の申告のために、あらかじめ個人番号の提供を受けておくことは、親族間であっても抵抗がある」といった意見があり、被相続人の個人番号の記載を不要とすることとなった。

なお、被相続人の個人番号欄がある改訂前の相続税申告書を使用する場合には、同欄は記載せず、空欄で提出するよう呼び掛けている。また、すでに税務署に提出した被相続人の個人番号を記載した相続税申告書については、今回の変更にとまない税務署においてマスキングする。

## 税理士事務所・関与先企業の福利厚生にお得なサービス! 「ベネフィット・ステーション」

日本税協連による  
団体契約だから…

大企業並みの福利厚生が  
低コストで実現!

- ポイント1 サービスメニューは全国で90万件以上。
- ポイント2 5250社、378万人が利用する業界NO.1の福利厚生サービス。
- ポイント3 会費は福利厚生費で全額損金算入ができます。
- ポイント4 ご家族の方（配偶者・2親等内）も利用できます。
- ポイント5 税理士先生のご紹介で関与先企業も同条件で加入できます。



こんなにお得なサービスで  
特別料金 入会金 **無料!** 月会費1人 **800円!**

※福利厚生として事務所一括でご加入ください。

【サービスの一例です!】

- リゾート・トラベル**  
国内外の特典・割引提携宿泊施設はリーズナブルな宿から高級旅館まで様々。格安航空券等もごさいます。
- レジャー・エンタメ**  
遊園地、映画館、美術館、テーマパーク等が特別価格でご利用可能。ライブチケット等の先行情報も。
- スポーツ**  
フィットネスクラブ・ヨガスタジオ等、全国3,300施設と提携。ゴルフ場、スキー場等の会員特典もごさいます。
- グルメ**  
カフェからホテルレストランまで20%~50%OFFなどの会員特典の対象店舗は全国17,000件を突破。

資料請求・お申込みは…

【事務代行社】  
（株）日税ビジネスサービス  
☎03-3345-0888  
<https://www.nichizei.com/nbs/>

# 熊王税理士のワンポイント講座 消費税の落とし穴はココだ!!

## 年の中途で不動産を売却 固定資産税の清算金の処理

**Q** 当期中に遊休地を譲渡しましたが、この土地につき課された固定資産税と都市計画税につき、売却日から年末までの期間に対応する固定資産税等の清算金を購入者から収受しました。当社では、当該土地につき支払った固定資産税等を租税公課として処理したことから、購入者から収受した固定資産税等の清算金を租税公課から減額してよいでしょうか。

**A** ○固定資産税等の清算金の取扱い  
固定資産税と都市計画税は、その年1月1日（賦課期日）における固定資産の所有者に対し、1年分の税金が課税されます。そこで、年の中途で所有不動産を売却したような場合には、売却日から年末（年度末）までの期間について日割計算した固定資産税等を清算することが商慣行となっています。

譲渡者としては、売買により所有権が移転したにも係わらず、年末（年度末）までの固定資産税等を負担するのは不合理です。そこで、所有権が購入者に移転した後の期間に対応する固定資産税等を購入者に負担してもらおうということです。

固定資産税等の清算金は法律などで義務付けられたものではありません。こういった理由から、固定資産税等の清算金は、売買する不動産の譲渡対価に含めることとされています（消基通10-1-6）。

したがって、ご質問の場合には、譲渡者が収受する固定資産税等の清算金は土地の譲渡対価の一部として非課税売上高となり、課税売上割合の計算上、分母に算入することになります。

なお、土地の売買が年末に行われるような場合には、所有権移転登記が翌年以降になったため、翌年分の固定資産税等が旧所有者に課されるようなことがあります。

す。このような場合に、旧所有者が購入者から収受する固定資産税等は正に立替金であり、譲渡対価に含める必要はありません（消基通10-1-6（注））。

### ○自動車税等の清算金の取扱い

自動車税は、その年4月1日（賦課期日）における自動車の所有者に対し、翌年3月31日までの1年分の税金が課税されます。そこで、年の中途で中古車の売買をするような場合には、自動車税の未経過期間分について清算金の授受が行われることがあります。

この場合における自動車税の清算金についても、売買する中古車の譲渡対価に含めることとされていますので、譲渡者が収受する清算金は課税売上高、購入者が支払う清算金は課税仕入高として処理することになります。自賠責保険料の未経過期間分について清算する場合も同様です。

なお、新車に課税される自動車

取得税を自動車販売業者が立替払いをし、新車の販売代金と共に購入者に請求することがありますが、この場合の自動車取得税は自動車税の清算金とは本質的に異なりますので注意が必要です。

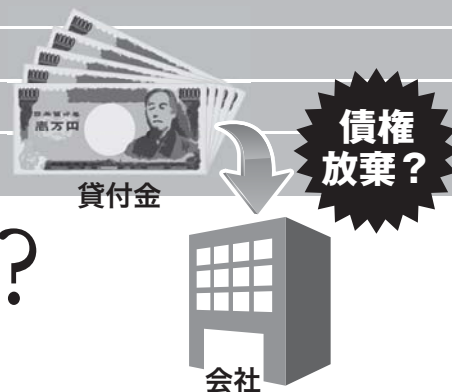
法人税法上、自動車取得税は自動車の取得価額に算入して減価償却するのが原則ですが、自動車の取得時に租税公課として損金算入することも認められています（法基通7-3-3の2（1）イ）。これに対し、消費税では、自動車取得税は租税公課として処理した場合はもちろんのこと、取得価額に算入した場合であっても課税仕入れとはなりませんのでご注意ください。



くまおう まさひで  
熊王 征秀  
税理士

昭和59年学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設。平成4年同校を退職し、会計事務所勤務。平成6年税理士登録。平成9年独立開業。東京税理士会会員相談室委員、東京税理士会調査研究部委員、日本税務会計学会委員、大原大学院大学准教授ほか。消費税関連の書籍も多数執筆。

## 税務スクランブル ～審判所の視点～



### 被相続人は債権放棄をしたのか…?

#### 同族会社への貸付金の経理処理をめぐるバトル

請求人は、自分の親である被相続人と共に複数の同族会社において、それぞれ代表取締役や取締役の役職に就いていた。平成23年、被相続人が亡くなって請求人が相続人となった時、その相続税の計算をめぐる国税当局との間で争いが起きた。

請求人は、本件相続の開始前に、自らが実質的に経営する同族会社における被相続人からの借入金の帳簿上の残高を減少させた仕訳を行い、減少させた後の帳簿上の借入金の残高を被相続人の同族会社に対する貸付金の額であるとして相続税の期限後申告を行った（その後、税務調査を受け、貸付金の額に誤りがあったなどとして修正申告書を提出）。

しかし、原処分庁は、被相続人が各同族会社に対する債権を放棄していないのに、各同族会社（実質的）の経営者である請求人が、債権放棄があったとする経理処理をした上で相続財産からこれら債権を除外して相続税の申告をしており、相続税の課税標準等または税額等

の計算の基礎となる事実を仮装したとして重加算税の賦課決定処分をする判断を下したのだ。

争点は、請求人の行為が、国税通則法第68条（重加算税）第1項に規定する課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の一部を隠ぺいし、仮装したことに該当するか否か――。

#### 被相続人の意思に基づいて借入金額を減少させたのか？

請求人は、「回収不能な貸付金、価値のない美術品、建設仮勘定として計上されたままであった不動産、開発が中止となったのに計上されたままの開発費等の各会社の不良な資産を、各会社の被相続人からの借入金と『相殺』すること、すなわち、不良な資産の帳簿価額を零円にするとともに、被相続人からの借入金を不良な資産の帳簿価額と同額だけ減少させる処理をすることについて、被相続人と協議した上で各仕訳を行った。そのような協議に基づいて請求人が適切な処理をしていたとすれば、当初の申告が適正なものと認められたはずである。少なくとも

も、各仕訳により故意に事実を隠ぺい又は仮装したものではない」と主張した。

一方の原処分庁は、「請求人は、各会社の経理処理を自由にできる自身の立場を利用して、被相続人からの債務免除等の事実がないにもかかわらず、各会社の帳簿において事実に基づかない各仕訳を行い、被相続人からの借入金の帳簿上の残高を減少させたものと認められる。そのような請求人の行為は、国税通則法第68条第1項の規定に該当する」とした。

これに対して審判所は、「請求人が、相続税の負担を軽くすべく、多額の貸付金の額を少しでも減らしたいと考えることは、自然なことである」「請求人の親という立場にある被相続人が、請求人を含む相続人らに課される相続税の負担を軽減するため、自らの同族会社に対する多額の貸付金を減少させることについて応じることも、一般的には十分に考えられる」といった点などを踏まえ、「（被相続人との）協議があった可能性が十分に認められ、借入金の額を減少させるという被相続人の意思に基づき行われた可能性も

十分に認められることから、請求人の行為は、相続税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実を隠ぺいし、故意に脱漏し、あるいは故意にわい曲したものであるとまでは認められない」と判断。一部、請求人が被相続人と協議をしなかったと認められるものもあったので、それらを除いた処理について、重加算税賦課決定処分を取消す判断を下した。

なお、原処分庁は、請求人が調査担当職員に対し、「私の父（被相続人）が各会社に対して有していた貸付金を少なくし、父が亡くなった場合の相続税を少しでも少なくするために関与税理士に相談せず、私の独断で行った」などと申述したことから、隠ぺい、又は仮装したことに該当すると主張したが、審判所は「質問応答記録書には、調査担当職員の請求人に対する質問が記録されておらず、納付すべき相続税額を減らすこと（節税）を意図していた旨の申述をしたとも理解できる」として、原処分庁の主張を退けている。

# 加速するキャッシュレスの世界！ フィンテックで何が変わるのか？

近年、新聞や雑誌などで話題となっている「フィンテック (Fintech)」。言葉は知っていても、世間一般ではフィンテックに対する理解度はまだまだ低く、関与先から「フィンテックって一体何？」などと聞かれる機会も今後増えてくることが予想される。そこで、フィンテックの基本を押さえておくため、マネーフォワードFintech研究所長の瀧俊雄氏に話をうかがった。フィンテックはなぜ注目されているのか、日常生活でどんなことが起きるのか、そして税理士事務所への影響は――。

## 瀧 俊 雄 氏



1981年東京都生まれ。慶應義塾大学経済学部を卒業後、野村證券入社。野村資本市場研究所にて、家計行動、年金制度、金融機関ビジネスモデル等の研究業務に従事。スタンフォード大学MBA修了、野村ホールディングスの企画部門を経て、2012年よりマネーフォワードの設立に参画。現在、マネーフォワード取締役 兼 Fintech研究所長。

――フィンテック (Fintech) を理解する前に、まず、私たちの生活の中にコンピュータがどのように浸透してきたのか、日本におけるIT化の流れを簡単に教えてください。

1980年代から10年代ずつ見ていきますと、80年代においてコンピュータを使っている人は、IT関連の専門家や銀行などの業務上で使用する人に限られていました。80年代にもパソコンはありましたが、それを趣味とする人は別ですが、一般の方がパソコン単体を持っていても、とりわけ面白さを感じなかったでしょう。個人のためにパソコンが広く使えるようになったのは、90年代に Windows 3.1やWindows95などが発売された後のことです。それから間もなく世の中が大きく変わっていきます。2000年代になってインターネットが普及したことで、人々の間に「パソコンは面白い」という認識が広がり、ここからユーザー数は一気に増加します。そして、2009年頃からスマートフォンが登場し、パソコンに限らず、どこでも自由にインターネットを楽しむことができるようになりました。同時に、ソフトウェア産業なども飛躍的に来ている、国民にとって便利なサービスが次々と開発されてきたわけです。

――では、フィンテックとはどのようなもので、いつ頃から注目されるようになったのでしょうか。

フィンテックとは、金融の「ファイナンス (Finance)」と技術の「テクノロジー (Technology)」を組み合わせた造語です。様々な定義がありますが、ITを活用した新たな金融サービスと捉えていいでしょう。最近では、金融分野に強いITベンチャー企業を表す言葉としても用いられています。

1980年代や90年代は、フィンテックにまつわる大きな動きはありません。そもそも、当時の金融サービスは基本的に「対面」で行われるのが常識とされており、銀行のATMが進化することはあっても、ITを活用した金融サービスが誕生する環境ではなかったわけです。そして90年代が終わる頃、インターネットバンキングやインターネットによる証券取引のサービスがスタートしますが、この時点ではまだ、店舗で出来ることが自宅出来るという単なる「オンライン化」の実現に過ぎません。

その後、スマートフォンが登場したことで、人々はいわば小型のパソコンを持ち歩くようになります。そうすると、スマートフォン

を使った金融や決済の技術革新を模索する動きが出てくるのは必然です。特に、アメリカでは革新的なアイデアを持ったベンチャー企業が次々と現れ、例えば、決済サービスのフィンテックとしては「ペイパル (PayPal)」や「スクエア (Square)」が人気を集めるなど、人々にとって有益な金融サービスが次々と登場します。

この頃、日本のメディアがフィンテックを取り上げることはほとんどありませんでした。現在のようにフィンテックが騒がれるようになったのは、ここ最近、1~2年のことです。本来であれば、日本の銀行においても、スマートフォンの波に乗って新しいサービスを提供し、フィンテックの世界で群を抜いているところが1行くらいあってもおかしくなかったかもしれません。日本でスマートフォンの波に上手く乗ったものとしてはFXがあげられると思います。

このように、インターネットやスマートフォンの普及により、日本国内のIT化が推し進められてきたわけですが、同時に、90年代のYAHOO (ヤフー)、2000年前後のGoogle (グーグル) などの登場によってマーケティングのあり方も180度変わっていきます。

それまで、商品やサービスというのは、メディアを通じて消費者に伝え、それらの価値に魅力を感じた消費者が求めてくるという導線でした。しかし、「検索」という機能により、消費者が「良いものが欲しい」などと複数の商品やサービスから自分に最適なものを探し求める導線になったわけです。しかも、検索というのは、人の思いそのものが入っており、消費者のパワーによって大きく進化していきます。さらに、パソコンに限らず、スマートフォンでも検索できるようになったことで、好きな場所であらゆることを調べることが可能となりました。

消費者は、検索によってより良いものを常に追い求めてきますので、提供者側としても消費者を満足させる商品やサービスを生み出していかなければ、消費者に選んでももらえません。当然、金融機関もその流れから逃れることはできません。ベンチャー企業などが安価で利便性の高い金融サービスを次々と提供していますので、金融機関としても利用者を満足させるため、フィンテックをどのように取り込んでいくかが課題となっているわけです。

――フィンテックによって、金融はどのように変わっていくのでしょうか。

簡単に言えば、銀行がもっと便利になると考えています。どのように便利になるかというと、まず、世の中がキャッシュレスになることが予想されます。今後、電子マネーはさらに進化し、クレジットカードもこれまで以上に便利になっていくでしょう。さらに、デビットカードは、これまで利便性が限られていましたが、今年5月の銀行法改正により、小売店のレジや宅配業者が持ち歩く情報端末などを通じて預金を引き出せるサービスが解禁されました。わざわざATMに行ってお金を下ろす必要がなくなるわけです。現在、日本の経済取引の約55%が現金で行われていますが、アメリカ並みの約20%まで下がったとしたら、これまでと違った世界になることは明白です。2020年の東京五輪開催までには、キャッシュレスの環境整備はかなり進んでくるのではないかと見ています。

ここから少し経理の話になりますが、電子化によってキャッシュレスになれば、それらの取引履歴データをオンライン上で取得することが可能となります。そうすると例えば、クレジットカードで携帯電話代を1万円支払えば、それは通信費で未払金になるなど、コンピュータが勝手に予測して処理してくれます。経理の担当者は、自動処理した画面を確認し、間違っていなければ登録ボタンを押すだけで終わりです。特に、毎月発生している取引であれば、先月も今月も勘定科目は同じですから、そこは労力をかけずに自動処理できるはずです。経理の作業の中で、毎月発生している取引をすべて省略できるだけでも、非常に大きな効果があると思います。

これまでの日本は、現金の授受を前提とする取引が大半を占め、手作業や紙しか認めないという制約がありました。今後は緩やかに改定されていく方向にあります。国税関係書類のスキャナ保存にしても、今年9月から要件のハードルが下がりましたので、今後は移行を検討する人も少しずつ増えてくるのではないのでしょうか。キャッシュレス化がさらに進んでいけば、10年後にはレシートもほとんど電子化され、スマートフォン経由でクラウド上に送られてきたり、特定のメールアドレスに送信されるような仕組みになっているかもしれません。証憑資料もインターネット経由で収集できるようになるわけです。

もちろん、IT化が進んでも従来のやり方を好まれる方もいらっしゃるでしょう。しかし、帳簿などがすぐに出来上がれば、会社の体力をタイムリーに確認でき、経営のPDCAを早く回すことができます。すでに、そのような企業も増えていますので、競業他社に勝つためには、今後、そうしたスピード感が求められてくるのではないのでしょうか。

### ——フィンテックは税理士事務所にどのような影響をもたらしますか。

マネーフォワード社のクラウド型会計ソフト「MFクラウド会計」で説明しますと、取引明細の自動取得機能を利用することで、訪問・郵送手配を不要とし、明細一覧化の手動入力作業量が大幅に減少します。勘定科目が自動提案されるため、ボタンを押すだけで仕訳が完了。顧問先ごとの仕訳ルールの登録も可能となっています。従来の会計ソフトと「MFクラウド会計」の違いを分かりやすくまとめたのが図表になります。

これまでの手作業による仕訳は、コンピュータが自動処理してくれますので、中期的に見た場合、従来の記帳代行業務はなくなる方向にあると考えます。特に、一般的な事業では、毎月繰り返されるような取引が、仕訳データの90%以上も占めています。このようなデータは、過去の情報を参照しながら自動的に分類され、入力そのものが不要となってきます。税理士の先生方は、機械的な自動判断が適切であったかを確認するだけで済みます。会計処理は、そろばんから電卓に、そして電卓からパソコンへと代わってきましたが、これからは入力作業が自動処理へと変遷していく時代だといえます。

こうした話を聞くと、オックスフォード大学の人工知能（AI）に関する論文を思い出す方もいらっしゃるのではないのでしょうか。論文では将来、人工知能の普及により税理士の仕事がなくなると言われていますが、それはあくまでも税理士事務所の入力作業がなくなるだけで、仕事がなくなるとはまったく思いません。私どもはベンチャー企業ですが、創業期はプロダクトを作っている過程だったため売上がほとんどなく、いつ潰れてもおかしくないと感じ、不安でした。しかし、顧問税理士の先生はいつも「潰れないから大丈夫」と言ってくださっていました。経営者は、自分一人で悩みを抱えたり、追い込まれたりするものです。そんな時、いろいろなビジネスや経営を見てきて、しかも企業の財務について知見がある税理士先生の意見は非常に心強いものです。それは、私どもの実体験からも断言できます。

近年は医師の世界でも、医療行為などで人工知能が使用されています。難病の判定なども非常に高いレベルで行うことができるようになりましたが、患者の様子を見て「今日はもういいから寝てください」などと説得したり、不安を抱えている表情を見て「何か心配

でもありませんか」などと尋ねることは、人工知能にはできません。人工知能は難しい問題を解くことができても、不安な空気を読み取ったり、感情を読み取ることを不得意としていますので、そこは人間が積極的に対応すべきところだといえます。



### ——人間とITにはそれぞれの役割があるということでしょうか。

はい。税理士事務所の仕事においても、これまでの入力作業を自動化させることで、税理士先生は経営者の不安をヒアリングしたり、アドバイスを提供することに集中できるようになります。最近では、そうしたアドバイスを補助するツールも充実しています。例えば、人工知能によって今後の資金繰りを予測するサービスです。会社に属していると、トップに対して危機的な発言をすることを苦手とする方も少なくありません。しかし、人間と違ってコンピュータは、この時期に資金が厳しくなるなど警告を発してくれますので、その点は良いと思いますね。資金繰りのほかにも、経営者からヒアリングして経営分析する際、客観的なデータが重要となりますが、マネーフォワード社では自社の計数をリアルタイムで把握できるサービスを提供しています。

こうした補助ツールがさらに充実してくれば、経営者としてもごく一部の重要な経営判断に集中できるようになります。ただ、どんなにITが進化しても、最終的に意思決定をするのは経営者ですから、その背中を押してあげる人が欠かせません。その役割を担うのは、まさに税理士の先生方ではないのでしょうか。

### ——今後、IT化の流れはさらに加速していきそうですね。

そうですね。ITの先進国を見ると、例えば、アメリカのインテュイット（Intuit）社では、給与所得の源泉徴収票をiPhoneのカメラで撮影すると、インターネット経由で確定申告ができるサービスを提供しています。しかも、利用者がその内容を確認してOKボタンを押す前に、還付金をもっと受けられる可能性がある場合、そのアドバイスを買いませんかというセールスを仕掛けています。アドバイス料と還付金が同額程度なら払いませんが、100ドルや200ドルも還付金が増えるなら考えますよね。

また、大前研一さんがよくおっしゃっている話ですが、IT化によってエストニアでは税理士や会計士の仕事がなくなったと言われています。これは、エストニアという国の特性もありますが、エストニアではいち早く電子政府を実現させ、日本のマイナンバーのように国民一人ひとりにIDを持たせました。そして、全国民の預金残高を把握し、すべての銀行取引にIDを付すことで、課税額の計算をすべて自動で行っています。これにより、国民は様々な端末から自分の納税額を確認し、承認するだけで確定申告が終わりますので、税理士や会計士の役割が消滅したというわけです。私自身は、日本においては、自動化できる作業は自動化を進めつつも、税理士や会計士の仕事は今後も重要であると考えていますが、このようにフィンテックは自動化によって作業が楽になるほか、手続きが楽になるというメリットもあります。

ITの先進国に比べると、日本はまだまだ遅れていると思いますが、日本でもマイナポータルが整備されつつあります。マイナポータルとは、パソコンや携帯端末から自分の個人情報の内容を確認できるほか、行政情報のお知らせを受け取ったり、行政機関への手続きを一度で済ませることができるサービスで、納税などの決済をキャッシュレスで電子的に行うサービスも検討されています。マイナポータルは平成29年1月に開始予定ですが、こうした電子インフラがしっかり機能してくると、近い将来、日本でも行政機関の手続きなどが大きく変わってくるかもしれません。

最後に、フィンテックというと難しく感じる方もいらっしゃると思いますが、税理士事務所の業務の効率化はもちろん、関与先のビジネスにおいても強力な武器になりますので、是非、多くの税理士先生にフィンテックの可能性を知ってもらいたいと思います。

〈図表〉

### 従来の仕訳入力・確認業務とMFクラウドによる自動化の違い

	従来の作業	MFクラウド会計による自動化
領収書・レシートの受け取り	顧問先への訪問、または郵送にて領収書・レシートなどの原始証憑を受け取る	<b>訪問・郵送不要!</b> 銀行口座、クレジットカードから取引明細を自動取得するため、領収書受け取りのための訪問や郵送手配不要!
取得明細の一覧化	事務所で明細を1つ1つ手入力して一覧化。ミスが発生することもある	<b>作業量大幅減!</b> 取得した明細を、MFクラウド会計内で自動的に一覧化するため、手動入力作業量が大幅減!
勘定科目の入力	取引明細を確認して、1つ1つ仕訳を手入力	<b>ボタンを押すだけ!</b> 取引内容に応じて、自動的に勘定科目を提案するため、登録ボタンを押すだけ!
顧問先ごとの仕訳ルール再確認	顧問先ごとの仕訳ルールを都度再確認した上で入力する必要がある	<b>仕訳ルール登録可能!</b> 顧問先ごとの仕訳ルールを登録すれば、都度確認する必要なく勘定科目が自動提案される!
仕訳ルールの自動学習	同じ内容でも毎月同様に仕訳	<b>毎月作業量が減少!</b> 仕訳するほど学習して自動化が進み、毎月作業量が減少

# 一人では解決できない問題でも、 個々の力が集まれば克服できる!

全国女性税理士連盟 伊藤 佳江 会長



## 『60周年に向けて、めざせ会員2000名!』

——全国女性税理士連盟（女税連）が設立された経緯からお聞きます。

女性税理士の場合、仕事の悩みだけでなく、家事や子育てや介護など、日々の生活面でもいろいろと悩みを抱えているものです。しかし、誰かに相談したくても、昔は女性税理士が非常に少なく、税理士会などの集まりに参加しても、女性が一人ということも珍しくありませんでした。また、仕事の面においても、時代的に「女性だから」との見方をされる傾向がありました。そこで、女性税理士が互いに研鑽を図り、親睦を深め、会員の社会的地位の向上と権益の擁護を目的に、昭和33年に女税連が誕生したわけです。

——最近では女性税理士の数も増えていますね。

平成28年3月末現在の税理士登録者数は7万5643人で、このうち女性税理士は1万859人、全体に占める割合も14%を超えています。これは、税理士試験の科目合格制が、結婚・出産・育児・介護といった女性のライフステージに合わせやすく、また、税理士という職業が女性の特性を発揮できる証拠ではないかと思っています。今や税理士業界においても、女性の活躍が業界全体の活性化に繋がっているといっても過言ではありません。今後、日本で唯一の女性税理士の全国組織である女税連の活動がさらに必要不可欠なものになってくると思います。

——女税連ではどのような活動を行っているのでしょうか。

女性税理士だからこそできる提言や社会貢献のための活動を行っています。具体的には、税法では配偶者控除の廃止、所得税法56条の廃止、消費税の複数税率反対、民法では選択的夫婦別氏制度等の要望提言、関連法規に関する研究活動、出版活動、シンポジウム、研修会活動などを行っています。特に、研修会活動は、東西両支部において月例会やブロック会など、年間を通じて積極的に開催しています。

——研修会の講師陣は非常に充実していますね。

人気の先生方に講師をお願いできるのは、女税連のネットワークの強さだと思います。女税連の研修会に魅力を感じて入会される方も少なくありません。東日本支部では、春と秋に連続研修会を開催し、西日本支部では、ブロックごとに研修会を開催しています。いずれも、認定研修のため研修受講時間に算入されるので、男性の税理士も参加されています。是非、会員以外の方々にも一度研修会に

参加して頂きたいと思いますね。

——女税連といえば、成年後見制度を熱心に勉強されてきました。

民法の改正によって2000年4月1日に「成年後見制度」が施行されましたが、当初から女税連ではその重要性を認識し、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートにお願いして研修会を開催していただきました。その後も独自の研修会や海外視察などを行い、日税連に対して成年後見支援センターの設立も早くから要望してきました。現在、日税連や全国の単位会に成年後見支援センターが設立されていますが、リーガルサポートの研修会を受講した会員の方々が、それぞれの地元で相談員として活躍し、実際に後見人となって頑張っています。

## 勤務税理士のレベルアップにも最適

——伊藤会長も成年後見制度にまつわるサポートをされていますか。

はい。現在私が抱えている相続案件のうち2件は成年後見が絡んだものです。最近、高齢の夫婦が互いに支え合って暮らしている家庭もたくさんあります。もし、奥さんが認知症になった場合、旦那さんとしてはご自身が亡くなった後の財産の管理、介護費用の捻出などが心配になるでしょう。関与先がこのような状況になって相談を受けたとき、税理士として成年後見制度という選択肢があることをアドバイスできなければ、「他の人に聞きますので、先生は税金のことだけお願いします。」などと蚊帳の外に追いやられてしまいます。

——成年後見制度に関する勉強が欠かせないというわけですね。

すべての税理士が一から十まで完璧に知識を身に付ける必要はないと思います。大事なものは、これまで長年一緒にやってきた関与先に対し、顧問税理士として「大丈夫、私が応援します」などと一緒に問題に立ち向かっていくことではないかと考えます。そもそも成年後見の相談を受けた場合、税理士一人ですべて対応する必要はありません。専門家ごとに得意分野がありますので、その方々と協力すればいいわけです。分からないことがあれば、税理士会の成年後見支援センターに聞くこともできます。ただ、やはり税理士としても基本的な部分は勉強しておくべきではないでしょうか。

——女税連には長い歴史があります。伊藤会長にとって女税連とはどんな組織でしょうか。

地元の地域で、そして全国で語り合い、悩みや喜びを共有することができる素晴らしい組織です。一人では解決できない問題を皆で共有し、克服してきた歴史が女税連にはあります。「女税連で受けた恩は女税連で返す。」これは、初代会長の加藤愛子先生のお言葉です。私は本当に女税連からの恩を感じており、自身の結婚後、問題なく旧姓使用で税理士業務を行えたのは、女税連の先輩方が旧姓使用をいち早く働きかけて頂いた結果で、本当に感謝しています。同時に、一人一人では解決できない問題でも、女税連で一丸となることで大きなパワーに変わり、高い壁でも乗り越えることができるという証明だと感じています。

——女税連には、勤務税理士の会員もいらっしやいますか。

結構いますよ。女性の勤務税理士が、女税連に入らないのは、非常に勿体ないことだと思います。事務所内の研修も有意義だと思いますが、勤務税理士が女税連に入会してレベルアップすれば、事務所にとって大きなプラスになります。女税連のネットワークを活かし、全国の様々な情報を入手することもできます。その点に気づいている所長先生は、女性の勤務税理士を積極的に女税連に送り込んでいますね。女税連は税理士登録の有資格者も入会できますので、まだ登録していない方、一時お休みしている方、税理士会を退会した方も会員になれます。税理士会に入会していないと情報が入りませんので、例えば産休で一時登録を保留している方なども女税連でホットな情報交換ができます。

——最後に、来年の設立60周年に向けて伊藤会長からメッセージをお願いします。

女税連には、永年の歴史があります。歴代の研究や要望をさらに発展させて広く社会に時宜を得た提言・意見発表を行っています。これからも会員の声を汲み上げ、税理士業界のみならず納税者全体の利益にもつなげる施策を積み上げていきたいと考えています。引き続きだ響を次の方につなぐべく「60周年に向けて、めざせ会員2000名!」のスローガンのもと、会員一丸となって進んでいきたいと思っています。



## 自社株の相続税評価額

# 「配当還元方式」をめぐる争いの行方

会社の「事業承継対策」と言えば、会社の自社株の相続税評価額をいかに引下げるかが主要な問題のひとつだ。こうしたなか、従業員に自社株の受け皿会社や従業員持ち株会を設立させるなどして自社株を分散させ、自社株の相続税評価額を「配当還元方式」で廉価な評価額になるよう対策を講じたところ税務署から否認されたケースがある。現在、この事案は裁判所で争われており、判決が出れば改めて注目されるものとみられる。今回は、この事案の国税不服審判所の裁決事例をチェックする。

### 1. 問題の背景

平成19年、A社株式を発行する非上場会社の代表取締役が亡くなった。それにともない、その配偶者（以下、B氏という。）や子、孫がA社株式を取得。争いとなったのは、その株式の相続税評価額だ。

B氏は、取引相場のないA社株式について「配当還元方式」で評価し申告したところ、税務署から「類似業種比準方式」で評価すべきとして申告漏れを指摘。更正処分等を受けたことから、審査請求・裁判に及んでいる。

税務署が取り上げている「類似業種比準方式」とは、取引相場のない株式の相続税評価の方法のうち、評価する非上場会社と類似する業種の上場会社の株価を参考に、1株当たりの配当、利益、純資産額を比較して評価額を算出する方式のこと（財産評価基本通達180ほか）。

一方、B氏が採用した「配当還元方式」とは、取引相場のない株式の相続税評価の方法のうち、財産評価基本通達188（同族株主以外の株主等が取得した株式）に規定された評価方法。その株式を発行している会社の経営に影響がない程度の議決権しかない株式を取得した株主が、会社を支配する同族株主グループに入っていない等の場合には、その株式について配当しか期待できないことから、「配当還元方式」は1年間に受け取る配当を10%の利率で割り戻して計算する方法だ。「類似業種比準方式」の評価方法よりも評価額が低くなる傾向が強く、そのため事業承継を視野に入れた相続税対策では、その適用が検討されることになる。

だが、ことはそう簡単ではない。事業承継では、次の身内の経営者の経営権を確保したり、会社の意思決定への影響力を強固なものにする、つまり株式保有を集中させる方向に振るのがセオリーだ。ところが、「配当還元方式」を適用する場合のポイントは、相続により株式を取得した株主が「同族株主グループに入っていないかどうか」、取得した株式が「会社の経営に影響がない程度の議決権しかない程度か

どうか」という点になる。すなわち、「配当還元方式」の活用を前提にする場合には、会社の影響力や支配の確保といった事業承継で求められることと矛盾する要素があるため、そこが問題になるわけだ。

A社の場合を見てみると、相続開始前後において筆頭株主グループの保有する株式の議決権の議決権全体に対する割合が30%未満で、**B氏とその同族関係者の持つ議決権割合が15%未満**と認められれば、B氏の取得した株式の相続税評価の方法は「配当還元方式」となる（財産評価基本通達188(3)）。

#### 【財産評価基本通達 188(3)】

同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の15%未満である場合におけるその株主の取得した株式

### 2. A社の対策と争点

A社グループには、安定株主対策として、A社株従業員株持ち株会のほか、従業員が出資者となっていたC社があった。C社は、平成16年に金銭の貸付業や株式投資業務を目的とする会社として設立された。従業員がA社を退職した際、A社株従業員持ち株会を脱退するにあたり、C社の出資もC社（実質的に被相続人やA社役員）がA社従業員の中から指名する取り決めをしていた。A社の代表取締役である被相続人は、平成19年になって、C社に対してA社株を72万5千株譲渡している。こうしたことなどにより、C社保有のA社株は、B氏ら一族のコントロールを離れたと見立て、**C社はB氏との同族関係になく、「配当還元方式」の適用基準をクリアする**と考えた。

しかし税務署は、C社は「法人税法施行令第4条第6項に規定する本件被相続人又は請求人の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者に該当するから」同族関係者に該当するとして、A社株の相続税評価にあたり、B氏と同族関係者の保有する議決権割合は15%を超えるため、「配当還元方式」の適用はないとして否認した。争点の核

心は、**C社が同族関係者であるかどうか**だ。

同族関係者とは、財産評価基本通達188のカッコ書きで「法人税法施行令第4条（同族関係者の範囲）に規定する特殊の関係のある個人又は法人をいう。」とされている。法人税法施行規則第4条の6項は次の通りだ。

#### 【法人税法施行令第4条第6項】

個人又は法人との間で当該個人又は法人の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者がある場合には、当該者が有する議決権は当該個人又は法人が有するものとみなし、かつ、当該個人又は法人（当該議決権に係る会社の株主等であるものを除く。）は当該議決権に係る会社の株主等であるものとみなして、第三項及び前項の規定を適用する。

C社が被相続人または請求人の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者かどうかは、事実認定によることになる。認定にあたっては、法人税基本通達1-3-7（同一の内容の議決権を行使することに同意している者の意義）が参考になる。

1-3-7 令第4条第6項《同族関係者の範囲》に規定する「同一の内容の議決権を行使することに同意している者」に当たるかどうかは、契約、合意等により、個人又は法人との間で当該個人又は法人の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している事実があるかどうかにより判定することに留意する。（平19年課法2-3「四」により追加）

（注）単に過去の株主総会等において同一内容の議決権行使を行ってきた事実があることや、当該個人又は法人と出資、人事・雇用関係、資金、技術、取引等において緊密な関係があることのみをもっては、当該個人又は法人の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者とはならない。

審判所は、こうしたことを踏まえ、大まかに次のような事実関係を認定している。

1. C社は、A社の株式を一時的な受け皿として引き受けた

めに設立されたものであること、総資産の大部分が本件株式であること

2. 平成19年以降、被相続人は、同人及びその一族の将来の相続税対策のため、同人らのA社における議決権割合を15%未満にすることを目的として、同人が出資者を決定することができるC社に自らの所有するA社の株式を譲渡することとし、C社の法人格を利用したことが認められること

3. C社の出資者は、いずれもA社の役員又は従業員であり、A社を退社した後は、C社の出資者たる地位を失うことになっていたこと

4. C社の出資者及び出資の譲受人は、いずれも被相続人がこれを決定することができたことが認められることからすれば、C社の出資者が、A社の代表取締役であった被相続人の意に添った対応をすることが容易に認められること

5. C社は、被相続人の死亡後開催されたA社の取締役を選任する重要なA社の株主総会において、C社が所有しているA社の株式に係る議決権行使を、C社の出資者でも役員でもない請求人に委任していること

こうしたことから審判所は、**C社について「創業者一族の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意していた者」と判断**。結局、B氏と同族関係者の保有する議決権の割合は15%を超え、B氏が取得した株式について「配当還元方式」での評価は認められないとしている（平成23年9月28日裁決）。

裁判では、**「創業者一族の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意していた者」**をめぐる事実関係の認定について審理が行われている模様だ。同族関係者の認定をめぐる司法判断は、同族関係者（同一の内容の議決権を行使することに同意していた者）の規定が置かれた平成18年の法人税法施行令改正以降、おそらく初めてのケースになるだけに、多くの注目を集めそうだ。



## 関与先から損害賠償を請求されるケースも!?

# 弁護士会からの照会と守秘義務

弁護士法第23条の2に基づく「弁護士照会制度」。これは、弁護士会が官公庁や企業などの団体に対して必要事項を調査・照会するものだ。照会を受けた場合、「原則として回答する義務がある」とされているが、税理士に顧客情報の開示が求められ、それに応じて情報を提供したところ、プライバシーの侵害で訴えられたケースもある。

弁護士法第23条の2は次のように規定している。

- 1 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求め、その報告を受けることができる。申出があった場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないとき、これを拒絶することができる。
- 2 弁護士会は、前項の規定による申出に基づき、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

この弁護士会の照会に基づいて情報を提供したところ、それが「不法行為」として訴えられたケースがある。

F 税理士法人の代表を務める A 税理士は、B 氏(原告・控訴人)から依頼を受け、平成15年分から平成21年分までの確定申告書を作成した(平成21年分については代理人から依頼)。その後、B 氏が関係する別件訴訟が提起され、京都弁護士会は F 税理士法人に対し、弁護士法第23条の2に基づき次のような照会を行った。

- 1 訴外税理士法人(同法人の所属税理士)において、控訴人の確定申告を行った、あるいは、関与されたことはありますか。
- 2 上記1において、あるという場合、その期間は、いつからいつまでですか(平成〇年から平成〇年まで等)。
- 3 上記1において、あるという場合、確定申告を行った、あるいは関与された控訴人の確定申告書及び総勘定元帳の写しを回答書に添付願います(大量にある場合は直近10年分で結構です)。

また、そこには「弁護士法第23条の2に基づく照会は、個人情報保護法令の保護除外事由にあたりますので、回答に際して、照会の対象である本人の同意を得ていただく必要はありません」と記載されていた。

そして、F 税理士法人は京都弁護士会に対し、控訴人の同意を得ることなく、①控訴人の確定申告を行っていたこと、②その期間は平成15年から平成21年までであることを回答した上で、③その期間の確定申告書及び総勘定元帳の各写し(平成21年分の総勘定元帳の写しを除く)をCD-Rの形式で提供した。

この A 税理士の情報開示に対し、B 氏は「プライバシー権が侵害された」として裁判を起したのだ。

### 不法行為と判断した理由

一審の京都地裁では、A 税理士の情報提供は不法行為ではないとされたが、二審の大阪高裁は、不法行為に該当するとの判断を下した。

その理由として大阪高裁は、「23条照会を受けた者は、どのような場合でも報告義務を負うと解するのは相当ではなく、正当な理由がある場合には、報告を拒絶できると解すべきである。正当な理由がある場合とは、照会に対する報告を拒絶することによって保護すべき権利利益が存在し、報告が得られないことによる不利益と照会に応じて報告することによる不利益とを比較衡量して、後者の不利益が勝ると認められる場合をいう」と指摘。

さらに、税理士法第38条(税理士は、正当な理由がなく、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなった後においても、また同様とする)を踏まえ、「税理士は、税理士業務の遂行に当たって、納税義務者の資産、負債の状況、資金繰り、取引内容等々の細部にまで立ち入ることとなり、他人に知られたくない秘密に接する機会が極めて多い」、「納税義務者の秘密に関する事項を税理士がみだりに外部に漏らすことがあれば、納税義務者は安心して税理士に委嘱することができず、両者の相互の信頼関係は成り立たないことになる」、「税理士法38条に基づく守秘義務は、税理士業務の根幹に関わる極めて重要な義務である」などとしている。

### 弁護士会の照会は「正当な理由」か?

では、A 税理士が弁護士会の照会に応じたのは、税理士法第38条にある「正当な理由」に該当しないのだろうか。これについて、大阪高裁は次のように判断している。

①別件訴訟で、平成22年3月以降の B 氏の体調不良を立証しようとしているのに、A 税理士が所持する平成15年から平成21年の確定申告書では、平成22年に体調不良により収入が減少したかどうかを認定することは期待できない(A 税理士本人も、照会申出の理由と確定申告書等の内容とが直接関係がないと思っただけ供述している)。

②確定申告書や総勘定元帳は、プライバシーに関する事項を多く含むものであり、これらの事項が開示されることによる控訴人の不利益は看過しがたいものというべきである。これが開示されることによる控訴人の不利益が、照会に応じないことによる不利益を上回ることは明らか、③照会注意書に「本人の同意を得る必要がない」と記載されているが、それは個人情報保護法令との関係で23条照会



が除外事由に当たると示したにすぎず、23条照会に応ずることの適否について本人の意向を確認することが常に不要だというものではない」として、A 税理士に慰謝料の支払いを命じた。

なお、A 税理士は、「23条照会は、事前に弁護士会が必要、相当性を審査して行われている」と主張したが、大阪高裁は、「弁護士会が23条照会申出の適否につき、どの程度審査を行っているのか不明」とし、「京都弁護士会は、弁護士の申出を受け付けた当日に、直ちに照会を(A 税理士に)発送しており、厳格な審査が行われた形跡はない」とした。

### 守秘義務を貫いても損害賠償!?

一方で、守秘義務を理由に弁護士会の照会を拒否したことで、損害賠償を請求されている裁判も起きている。

K 氏による未公開株詐欺の被害にあった D 氏は、裁判で K 氏との和解が成立したが、損害賠償金が支払われなかったため、動産執行等の強制執行手続を検討していた。しかし、K 氏は、住民票上の住所に居住しておらず、転居先を調べるために弁護士会が照会を行った。照会先は、日本郵便(地裁の時点では郵便事業株式会社)だ。

ところが、同社は「照会には応じかねる」と回答。弁護士会は照会に応じるよう再度求めたが、同社は再び拒否した。この行為に対し、弁護士会が損害賠償を請求したのだ。

同社は、「でき得る限りの検討を加え、それに基づいて拒絶がされたのであるから、結果回避義務を尽くした」と主張。地裁判決では、弁護士会側の請求を棄却したが、名古屋高裁では、「照会先が法律上の守秘義務を負っているとの一事をもって、23条照会に対する報告を拒む正当な理由があると判断するのは相当ではない」、「守秘義務を負う照会先は、23条照会に対し報告をする必要があるから自ら判断すべき職責がある」と指摘。日本郵便の情報開示の拒否を違法と判断し、賠償金の支払いを命じた。

なお、一部報道によると、最高裁第3小法廷で上告審弁論が開かれている。最高裁は通常、二審の判決を変更する際に弁論を開くため、日本郵便が敗訴した二審判決が見直される可能性がある。

# 押さえておきたい税理士損害賠償の

税理士に対する損害賠償請求訴訟は、昭和61年9月11日に初めて仙台地裁判決が言い渡された後も、度々、税理士業界を震撼させてきた。最近数年間に絞ってみても、数多くの注目判決が言い渡されている。そこで、朝倉洋子税理士に注目すべき3つの判決をピックアップしてもらった。

## 注目判決

### 1. 医療法人設立時に税務上有利となる資本金額に設定すべき義務について争われた事例

(平成27年5月28日東京地裁:Z999-0157)

この事件は、医療法人である原告設立の際、原告の代表者Aが、当時自身の顧問税理士であった被告との間で、その設立手続の一部を被告が行う旨の契約を締結したことに端を発する事案であって、原告は、被告税理士が、設立時に原告の資本金を設立後2期分の消費税の免除を受けられるなど税務上有利とするために、1000万円未満とするよう、指導すべき義務があったにもかかわらず、これを怠り、原告に設立後2期分の消費税を支払わせるなどの税務上の損害を与え、また、原告設立後、原告と被告との税務申告に関する契約上、被告が事務用品購入費について経費算入を怠ったとして、前者については選択的に債務不履行又は不法行為に、後者については債務不履行に基づき、支払った税金相当額又は繰越欠損金として扱われるべきであった額相当分を損害として、その賠償を求めたという事案です。裁判所の判断は、次のとおりです。

原告の設立の主な目的は節税であったことが認められ、そうであるとすれば、Aから相談を受け、設立手続の一部に協力する旨の本件契約を締結した被告としては、その目的に沿うよう、資産総額についても正しく説明・指導する義務があった。

しかし、被告は、消費税については、その法人成りした経緯から、2期分の免除の適用はない旨、誤った認識に基づく回答をし、設立の際に正しい説明をしたことや、Aの強い希望で資本金額を1億円以上としたことについては全く触れなかったことが認められる。したがって、被告には、節税の目的に沿うよう、資産総額について正しく説明・指導する義務に違反した債務不履行があった。

原告は、被告の誤った税務指導により、資産総額を1000万円未満とした場合に免除されるはずであった2期分の消費税を支払うことになり、その額は1574万8300円であることが認められる。

### 2. 調査の結果、修正申告を余儀なくされた事例

(平成27年11月19日東京高裁:Z999-0161)

この事件は、亡くなった甲の相続人である乙控訴人らが、この事件の相続税の申告業務を委託した税理士に対し、税理士が作成した平成22年7月22日付けの相続税申告書による申告には税理士の注意義務違反により不備があり、乙らは修正申告を余儀なくされ、重加算税等を賦課されて損害を被ったとして、税

理士に対し不法行為に基づく損害賠償を求めたという事案です。乙は原審の係属中に死亡し、乙の子及び乙の母が相続を放棄したため、乙の権利は丙及び丁がそれぞれ2分の1の割合で承継しました。原審は控訴人らの請求をいずれも棄却したため、控訴人らは、これを不服として控訴したという事案であって、裁判所の判断は次のとおりです。

税理士は、委任契約に基づく委任事務を債務の本旨に従って履行したものであるべきであり、この事実関係の下で税理士が委任事務履行のために控訴人らから受領した資料について申告漏れの危険に備えるため調査検討すべき義務があったということとはできない。

控訴人らは、税理士には小規模宅地等の特例の適用について善管注意義務違反があり、相続財産の調査についても、この事件のように相続財産が極めて高額である場合には申告漏れがあったときの延滞税、加算税、重加算税も極めて高額となる可能性が高く、より高度な注意義務が課されるのであり、税理士には善管注意義務違反があったなどと主張するが、控訴人らの上記主張に対する判断は地裁判決のとおり、いずれも採用することができない。

### 3. 相続税の申告等に過誤があったとして争われた事例

(平成26年2月13日東京地裁:Z999-0145  
平成26年8月28日東京高裁(原審判決確定))

最後に、税理士事務所の従業員が行った過誤について、所長税理士が責任を問われた訴訟をご紹介します(※本件判決では「所属税理士」と名称変更される前の勤務税理士の名称が使われています)。

本件は、原告ら(被相続人の長男甲、次男乙および被相続人が全株式を保有し、代表取締役を務めていた丙株式会社)が、税理士らである被告ら(所長税理士および補助税理士)による相続に関する助言、相続税の申告等に過誤があったことによって損害を被ったと主張して、不法行為または債務不履行に基づく損害賠償として、原告甲に対して、各自1億8794万1900円、原告乙に対して、各自8398万5600円、原告丙社に対し、各自366万円の支払い等を求めたという事案です。判決の要旨は次のとおりです。

本件においては、原告らと契約関係にあるのはA会計事務所の経営者である被告所長税理士であり、勤務税理士は、原告らとの間に契約関係はないが、同事務所に所属する税理士として被告所長税理士を補助する立場にあったということが出来る。

被相続人の遺言は、原告甲に相続分の全部を指定し、遺産の全部を取得させる旨の遺産分割の方法を指定したものであり、相続債務

を含む全ての遺産は、被相続人の死亡の時に原告甲に承継されたものと認められる。原告甲は弁護士に委任し、被相続人死亡後の平成20年3月24日、遺産の一部である土地について、相続を原因として所有権移転登記手続を行ったことにより、同日に単純承認をしたものとみなされ、同日以降は相続放棄および本件遺言による利益の放棄を行うことができず、同日以降は、原告乙らが原告甲に対して遺産の配分を求めるためには、法律上、遺留分減殺によるほかない。

本件申告時点では、本件合意によって相続人らの権利義務が確定している以上、それとそごする内容での税務申告を行うことはできないし、被告所長税理士が遺産評価の過誤を含む本件申告をしたことは、原告らの損害との間には相当因果関係が認められない。

被告勤務税理士は、平成20年8月から同年9月頃、原告の従業員Bから「原告甲はアメリカ合衆国の国籍を取得した」旨の回答を受けた時点で、一般人であれば原告甲が日本国籍を有しない制限納税義務者であるとの疑いを持つに足りる事実を認識したといえるところ、国籍法の規定を確認せず、どのような場合に日本国籍が失われるかを認識しなかったのであるから、事実関係の究明をすべき義務に違反したというべきである。

本件申告手続の受任者である被告所長税理士は、申告手続の履行について、勤務税理士を履行補助者としていると解することができる。注意義務違反が認められることから、債務不履行責任を負うというべきである。しかし、被告所長税理士は、原告甲がアメリカ合衆国の国籍を取得していると認識していたことを認めるに足りる証拠がないことからすれば、過失は認められず不法行為責任は負わない。

本件相続税申告事務を担当した勤務税理士は、原告らとの間に契約関係は認められないが、税理士としての注意義務に違反したことにより過失を肯定することができるので、不法行為責任を負うというべきである。

この事件における相続財産は相続税評価額で11億9444万8564円であり、相続債務は15億6397万1207円であって、原告甲に多額の相続税が課されたのは、原告甲が制限納税義務者であるため承継する相続債務の多くが債務控除の対象とならなかったことによるものです。本件は、所長税理士に対し債務不履行に基づき、勤務税理士に対し不法行為に基づき、それぞれの損害賠償を認めました(所長税理士:原告甲に1059万7400円、原告乙に63万9300円。勤務税理士:原告甲に1164万7400円、原告乙に69万9300円)。

# 知りたい情報はココにある! 『日税ジャーナルオンライン』

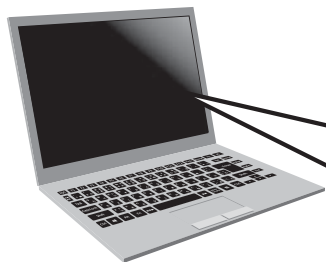


『日税ジャーナルオンライン』は、  
税務関連の最新情報や税理士業界の動向、  
顧問先に教えた経営関連情報、  
「ワンポイント講座」など、様々な情報を発信する  
税理士事務所のためのポータルサイトです。  
タブロイド版の『日税ジャーナル』とともに  
WEB版の『日税ジャーナルオンライン』を  
どうぞよろしくお願い申し上げます。

スマホや  
タブレットでも  
読みやすい!



是非、お気に入りに  
登録をお願いします。



記事、コンテンツは  
随時更新していきます!

〈役立つコンテンツをそろえてお待ちしております〉

NEWS 税務ニュース

💡 税務の勘所

🗣️ インタビュー

👉 お役立ち ワンポイント講座

お悩み解決!  
相続コンシェルジュ

経営者の心をつかむ  
補助金サポート

水谷 翠  
税理士

税務バトルから学ぶ  
ザ・ジャッジ

気になる話題を詰め込んだ  
法律の箱

松永 貴之  
弁護士

今秋、田中義幸氏の新連載がスタート!

公益法人・非営利法人の税務事件簿

公益法人や非営利法人支援に特化する田中義幸公認会計士・税理士が、  
収益事業の問題をはじめ、消費税や固定資産税、源泉税などに関する様々  
な事件を分かりやすく解説します。

是非、ご覧ください!

日税ジャーナルオンライン

| 検索

URL <http://nichizei-journal.com/>



ご利用いただいていますか、便利な2つの口座振替/  
集金代行なら税理士協同組合の

税理士顧問料の  
集金は 報酬自動支払制度

税理士顧問料の集金は  
『口座振替』が便利です。

税理士協同組合  
事業

未収防止

関与先 1 件から  
利用できます

安心

確実

便利

業務負担軽減、未収防止のために  
まずは 1 件からご利用ください。

報酬自動支払制度 🔍 検索

e-NETの集金支援システム特許取得<特許第5117097号>

関与先様の  
集金は

My 集金NET

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介ください。  
代金回収は口座振替が安心・便利です。

- アパート・マンションの家賃、管理費
- 駐車場利用料
- 貸しビルテナント料
- 塾・音楽教室など各種月謝
- 新聞雑誌などの購読料 などの  
様々な集金業務を 1 件からサポートします。

ご紹介謝礼として税理士先生へご利用成約 1 関与先につき 30,000 円謹呈



税理士協同組合事務代行業

株式会社 日税ビジネスサービス

〒163-1588 東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー 29 階

【お問い合わせ・資料請求は】

☎ 0120-155-551



日税ジャーナル 平成28年・秋号

(年4回1月・4月・7月・10月発行)

日税グループの  
ホームページ <https://www.nichizei.com/>

発行：日税グループ 〒163-1529 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー29階  
TEL: 03-3340-6494 FAX: 03-3340-6495

本紙へのご意見・ご要望は、企画広報室へお願いします。 TEL: 03-3340-4488